

令和6年3月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料

- 1 議案第29号  
福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件 … P 2
  
- 2 議案第16号  
令和5年度福島市一般会計補正予算（商工観光部所管分）  
（1）工業振興費（企業立地課） … P 5

商 工 観 光 部

1 議案第29号 福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P92~P94)

(1) 改正の趣旨

本条例は、本市への企業誘致の促進を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としている。  
 昨今の資材高騰により、立地企業の投資額が増大していること、また、段階的投資など多様な投資形態が見られること等から、固定資産税相当額を一定期間助成する操業奨励助成金を拡充し、企業の投資意欲の高揚を図るための改正を行う。

(2) 改正の内容

① 用地を取得し、操業を開始した企業への助成

	助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種
改正前	上限 1,000万円/年 対象用地 工業団地のみ適用	①助成期間 3年間 ⇒対象：製造業・物流業・情報技術・研究開発型企业 等
改正後	上限 <b>2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年</b> 対象用地 <b>工業団地以外にも適用</b>	②助成期間 5年間 ⇒対象：特定集積産業（医療・健康・ロボット・航空・農産物加工 等）

② 借地等、用地を取得せず、操業を開始した企業への助成

	助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種
新規	<b>固定資産税額の1/2相当額</b> ※上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年	助成期間 3年間 ⇒対象：製造業・物流業・情報技術・研究開発型企业・特定集積産業 等  ※用地取得を伴うものを除く

③ 操業開始後、追加で設備投資等を行う企業への助成

	助成額（固定資産税相当額）	助成期間／対象業種 等
新規	<b>固定資産税額の1/2相当額</b> ※上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年	助成期間 <b>3</b> 年間  ①対象：製造業・物流業・情報技術・ 研究開発型企业・特定集積産業 等  ②要件：・市内で操業開始から10年以内の企業 ・ <u>固定資産税が発生する新たな設備投資等</u> <u>(建物の増築、機械設備の導入など)</u> であること  ※ <u>用地取得を伴うもの、機械設備の更新を除く</u>

(3) 条例の施行日

令和6年4月1日

(4) 参考

	区分	工業団地	工業団地以外	
用地取得助成金		用地取得費の <b>40%</b>	用地取得費の <b>30%</b> (上限 7,000万円)	
	特	用地取得費の <b>60%</b>	用地取得費の <b>40%</b> (上限 1億円)	
雇用奨励助成金		新規地元常用雇用者1人につき <b>20万円</b> ×3年間		
	特	新規地元常用雇用者1人につき <b>20万円</b> ×5年間		
転入支援助成金		本市に転入する常用雇用者1人につき <b>20万円</b>		
操業奨励助成金		固定資産税相当額を <b>3</b> 年間 (上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年)		※用地取得を伴う場合
	特	固定資産税相当額を <b>5</b> 年間 (上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年)		※用地取得を伴う場合
		固定資産税相当額の <b>1/2</b> を <b>3</b> 年間 (上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年)		※用地取得を伴わない新設
		固定資産税相当額の <b>1/2</b> を <b>3</b> 年間 (上限 2,000万円+(2,000万円を超える分の1/2) /年)		※用地取得を伴わない増設・設備投資

※ 特：特定集積産業  
(医療・健康・ロボット・航空・農産物加工 等)

2 議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算(商工観光部所管分)

(補正予算説明書 P21)

(1) 工業振興費 (企業立地課)

① 企業立地促進費 900千円 (負担金補助及び交付金)

企業立地促進条例に基づく奨励措置として、立地企業に対して「雇用奨励助成金」を交付する。

企業名	業種	立地場所	当該事業所 従業員数	うち新規地元 常用雇用	1人あたり 助成額	助成額 (円)	補助対象 期間	適用条例
(株)ロジコム ホールディングス	物流業	福島おおぞそう インター工業団地	18人	3人	30万円	900,000	3年間のうちの 2年目	平成30年条例

【参考】福島市企業立地促進条例

〔令和30年条例 別表抜粋〕

	交付要件	助成額
雇用奨励 助成金	(一) 用地取得助成金の決定を受けた企業であること。 (二) 新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上 継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者1人につき 1年間雇用するごとに30万円とし、 対象期間は操業開始日から3年間 特定集積産業にあっては、5年間

